

平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 中道リース株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 関 寛
(札幌証券取引所：コード番号 8 5 9 4)
問 合 せ 先 取締役総務部長 君 島 邦 彦
TEL. (011) 280-2266

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 24 日開催予定の第 43 回定時株主総会に「定款一部変更の件(1)」ならびに同株主総会および普通株主様による種類株主総会に「定款一部変更の件(2)」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件(1)

(1) 提案の理由

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るために目的（定款第 2 条）の一部を変更するとともに、一部字句の修正を行うものであります。また、同第 19 条の規定につき一部字句の修正を行うものであります。

(2) 変更定款の内容（下線部分は、変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。 (1)～(16) (条文省略) (17) ホテル、レストラン、飲食店の経営 (18) (条文省略) (19) <u>医療用の器具・備品・消耗品等の販売</u> (20)～(21) (条文省略) (22) 電力、ガス、石油等のエネルギーを使用する空調、給排水設備等に関する効率化の <u>為</u> の調査、研究、計測及びコンサルティング業務並びに省エネルギーサービスの提供、当該設備の運営管理等の受託業務 (23)～(25) (条文省略)	(目的) 第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。 (1)～(16) (現行どおり) (17) <u>ホテル・レストラン・飲食店の経営</u> (18) (現行どおり) (19) <u>器具・備品・消耗品等の販売</u> (20)～(21) (現行どおり) (22) 電力、ガス、石油等のエネルギーを使用する空調、給排水設備等に関する効率化の <u>ための</u> 調査、研究、計測およびコンサルティング業務ならびに省エネルギーサービスの提供、当該設備の運営管理等の受託業務 (23)～(25) (現行どおり)

<p>(普通株式を対価とする取得請求権 (転換予約権))</p> <p>第19条</p> <p>A種優先株主は、以下に定める転換 (以下において定義される。) を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当会社に対し、当会社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得 (以下「転換」という。) を請求することができる (以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)</p> <p>(1) 転換を請求し得べき期間</p> <p>平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日から4月30日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) まで及び8月1日から10月31日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) まで (それぞれ、以下「転換請求期間」という。)</p> <p>(2) 転換の条件 (条文省略)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権 (転換予約権))</p> <p>第19条</p> <p>A種優先株主は、以下に定める転換 (以下において定義される。) を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当会社に対し、当会社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得 (以下「転換」という。) を請求することができる (以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)</p> <p>(1) 転換を請求し得べき期間</p> <p>平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日から4月30日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) までおよび8月1日から10月31日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) まで (それぞれ、以下「転換請求期間」という。)</p> <p>(2) 転換の条件 (現行どおり)</p>
--	--

2. 定款一部変更の件(2)

(1) 提案の理由

当社は、かねてよりA種優先株式 (以下「本優先株式」という。) について、金銭を対価とする取得を実施してまいりましたが、現状の取得ペースを維持しつつ本優先株式の全てを取得するため、金銭を対価とする取得請求権 (定款第15条) および金銭を対価とする取得条項 (同第16条) の各期間を平成32年11月30日および平成32年12月31日までそれぞれ延長すると共に、普通株式を対価とする取得請求権 (同第19条)、および普通株式を対価とする取得条項 (同第20条) の各条項に所要の変更を加えるものであります。

(2) 変更定款の内容 (下線部分は、変更箇所を示しております)

上記1. による変更後の定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権))</p> <p>第15条</p> <p>A種優先株主は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年5月1日から5月31日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) までの期間 (以下「期末償還請求期間」という。) または11月1日から11月30日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) までの期間 (以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。) において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求 (以下「償還請求」という。) をすることができる。当会社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権))</p> <p>第15条</p> <p>A種優先株主は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年5月1日から5月31日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) までの期間 (以下「期末償還請求期間」という。) または11月1日から11月30日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) までの期間 (以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。) において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求 (以下「償還請求」という。) をすることができる。当会社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間</p>

償還請求期間満了の日から 1 ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付（以下「償還」という。）の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行している A 種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各 A 種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各 A 種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる 1 株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社が A 種優先株主または A 種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1 株につき 1,000 円とする。

（金銭を対価とする取得条項（強制償還））

第 16 条

当社は、平成 21 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「期末強制償還期間」という。）内または 12 月 1 日から 12 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。）内において、法令の範囲内で、A 種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得（以下「強制償還」という。）することができる。なお、一部の A 種優先株式についてのみ強制償還をするときは各 A 種優先株主が有する A 種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各 A 種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる 1 株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分については抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社が A 種優先株主または A 種登録質権者に交付する金銭の額は 1 株につき 1,000 円とする。

（普通株式を対価とする取得請求権（転換予約権））

第 19 条

A 種優先株主は、以下に定める転換（以下において定義される。）を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有する A 種優先株式の取得（以下「転換」という。）を請求することができる（以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。）。)

償還請求期間満了の日から 1 ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付（以下「償還」という。）の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行している A 種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各 A 種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各 A 種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる 1 株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社が A 種優先株主または A 種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1 株につき 1,000 円とする。

（金銭を対価とする取得条項（強制償還））

第 16 条

当社は、平成 21 年 1 月 21 日から平成 32 年 12 月 31 日までのうち、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「期末強制償還期間」という。）内または 12 月 1 日から 12 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。）内において、法令の範囲内で、A 種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得（以下「強制償還」という。）することができる。なお、一部の A 種優先株式についてのみ強制償還をするときは各 A 種優先株主が有する A 種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各 A 種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる 1 株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分については抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社が A 種優先株主または A 種登録質権者に交付する金銭の額は 1 株につき 1,000 円とする。

（普通株式を対価とする取得請求権（転換予約権））

第 19 条

A 種優先株主は、以下に定める転換（以下において定義される。）を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有する A 種優先株式の取得（以下「転換」という。）を請求することができる（以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。）。)

<p>(1) 転換を請求し得べき期間</p> <p>平成 26 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までおよび 8 月 1 日から 10 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）まで（それぞれ、以下「転換請求期間」という。）</p> <p>(2) 転換の条件 (条文省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項 (強制転換))</p> <p>第 20 条</p> <p>当社は、平成 28 年 1 月 20 日までに償還（本条において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。）されずかつ普通株式に転換されなかった A 種優先株式を、その翌日（以下「A 種優先株式強制転換基準日」という。）以降に開催される取締役会で定める日をもって、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を A 種優先株式強制転換基準日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する（本条において、「強制転換」という。）。平均値の計算は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額が A 種優先株式強制転換基準日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までに第 19 条に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。</p>	<p>(1) 転換を請求し得べき期間</p> <p>平成 26 年 1 月 21 日から平成 32 年 12 月 31 日までのうち、毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までおよび 8 月 1 日から 10 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）まで（それぞれ、以下「転換請求期間」という。）</p> <p>(2) 転換の条件 (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項 (強制転換))</p> <p>第 20 条</p> <p>当社は、平成 32 年 12 月 31 日までに償還（本条において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。）されずかつ普通株式に転換されなかった A 種優先株式を、その翌日（以下「A 種優先株式強制転換基準日」という。）以降に開催される取締役会で定める日をもって、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を A 種優先株式強制転換基準日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する（本条において、「強制転換」という。）。平均値の計算は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額が A 種優先株式強制転換基準日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までに第 19 条に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。</p>
--	---

3. 日程

第 43 回定時株主総会開催日 : 平成 27 年 3 月 24 日予定

定款変更の効力発生日 : 同上

(注 1) 定款一部変更の件(2)に係る普通株主様による種類株主総会も第 43 回定時株主総会と同日に開催します。

(注 2) 定款一部変更の件(2)に係る A 種優先株主様による当社提案に対する書面同意（種類株主総会の決議）は、平成 27 年 3 月 24 日までに取得予定です。

以 上